

実務研究

日本税務会計学会
平成23年12月 月次研究会



櫻庭周平 [麹町]

会計事務所の存亡に関わる中小会計要領

～中小企業の会計業務を担うのは誰か～

I なぜ中小会計要領か

「資本主義においてもっとも重要な制度は、会計である」といわれる。確かに、会計は経営に欠かせないインフラである。他方、「会計は危機に瀕している」*1、*2、*3、ほとんど経営に活用されていない*4ともいわれる。

率直に言って、会計はこうした二面性を孕んでいる。経営者に受けとめられているのではなからうか。だとすると、重要だが活用されない会計をそのまま放置していいのだろうか。

こうした中、「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」）が公表された*5。この中小会計要領は、経営者が財務情報を活用すること等を狙いとして取りまとめられたものである。

そのため、中小企業の会計に各機関・団体が幅広く参入することが現実のものとなった。会計事務所は、存亡に関わる岐路に立たされている。

1 誕生の背景

この10年ほど、中小企業にとって望ましい会計のあり方の検討が、日進月歩も加し進められてきた。そうした成果のひとつが、2005年に誕生した「中

小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」）である。

その後、会計制度の国際化が進む中、2010年に至り中小企業の会計に関する多面的な検討が再開*6され、新たに中小企業の会計処理のあり方を取りまとめべき等の方向性が提言された*7。これを受けて策定されたのが、中小会計要領である。官民学をあげて検討を重ね合意に達したものである。

2 普及に周至な配慮

中小会計要領は突然に誕生したものではなく、日税連も参加して慎重に検討を重ねた結果である。即ち、関係者による10年に及ぶ検討等が、未曾有の経済危機

II 新たな潮流—経営力強化に役立つ会計

1 政策的な検討

こうした中、注目すべき変化が中小企業との関係者の間にも生じていた。厳しい内外環境を勝ち抜く自立した中小企業*8が、今後の求められる中小企業像であるとの政策的な検討*9の着手である。

2 経営に役立つ会計

即ち、自立的な中小企業が今後の中小企業像であり、そのためには中小企業自身の経営力強化が必要で

を背景に進められ、最終的に合意形成されたものである。実は、誕生後の普及と活用について周到に配慮されてもいる*10。例えば平成24年度からの3年間は、集中広報・普及期間として設定されている。経営者が中小会計要領に日ごろから接し、関心を持つような環境を整備することとされているのである*11。

3 経営者自身の意向

中小会計要領は、中小企業関係者の強い意向を考慮し反映したものである。即ち、現状の「経営の実態に合わない会計基準」*12ではなく、中小企業の経営者が理解でき、自社の経営状況の把握に役立ち、かつ事務コスト負担が最小限となる「新たな会計基準が必要である」との意見書*13が、中小企業会計の検討の場で示されたのである。

この意見書は、中小企業の現状の会計では経営をありのままにつかめずコストも高すぎると考える経営者が多いことを、白日の下にさらしたのだ。

4 中小企業会計の現状

中小企業会計の現状は、多方面に及ぶ。以下では、会計人に及ぼす影響に絞って検討を加える。

III 中小会計要領の影響

中小会計要領の影響は、多方面に及ぶ。以下では、会計人に及ぼす影響に絞って検討を加える。

1 月額の顧問報酬への影響

中小会計要領の目的として、「中小企業に過重な負担を課さない」ものであることが掲げられた。会計事務所の月額顧問料が大きな試験に直面する可能性がある。

2 経営に役立つ会計

中小会計要領は、その目的として次の4項目を掲げている。経営者が活用しようと思

えるよう、理解しやすく、経営状況の把握に役立つ会計立つ会計

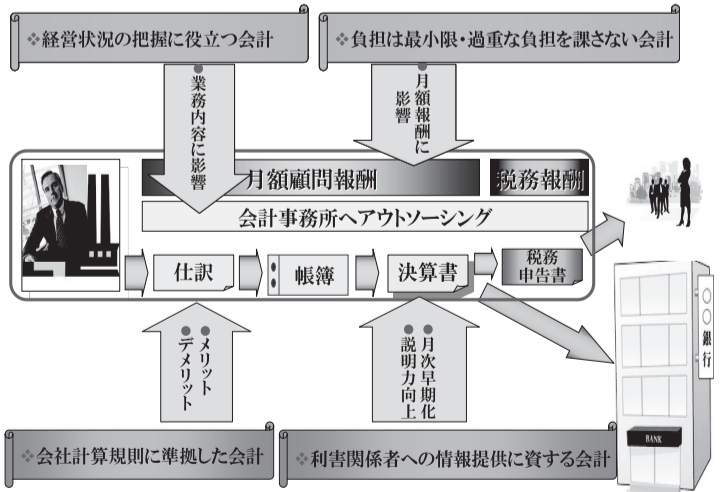
3 表面的に見る危険性

中小会計要領自体は、経営者を対象に記述しており、難解な会計用語を平易な語り口で説明し、14の項目、41の会計ルールに集約している。

従って、中小会計要領は平易な財務会計のルールだと早合点する向きがあるかもしれない。だが、その戦略的な狙いは、簡便な会計処理を通じて、財務情報の活用をめざす経営に役立つ会計（Management Accounting）を目的とするものであることに、会計専門家であれば気づく必要がある。

よう、理解しやすく、経営状況の把握に役立つ会計が第一位の目的に掲げられた。いわば外部への情報提供の上位概念として、内部への情報提供すなわち経営への役立ちが据えられたのである。

新会計の目的が及ぼす4つの影響



3 会社法上の計算書類を作成する影響

中小会計要領に基づいて「中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計」が掲げられている。

金融機関は、現状では中小企業全般に普及した会計ルールがないことから、財務諸表の信頼性に不安があり中小企業の直近の経営状況や返済見通しを知るための資料がない、との問題意識を持っている*14。そのため、今後は期中管理資料（資金繰り表、試算表等）の作成及び経営改善策等の策定についてコンサルティンクスの役割を金融機関側として発揮する必要があると方向づけられている*15。

4 経営状況の把握に役立つ会計であることの影響

顧問先の経営に役立つ会計サービスを提供することによって未経験の分野であるようだが、過去の決算書ではなく、現状と未来を語る経営数値等に基づいて、経営改善等の情報を提供することが、経営に役立つ会計の第一歩である。

「経営者が理解し、自社

*1 山本昌弘「会計とは何か—進化する経営と企業統治—」（講談社選書、2008・6）。
*2 富岡幸雄「会計の危機と会計学界の危機」（経営財務）2010・10・18号。
*3 一般的な中小企業経営者が職務執行等に費やす時間のうち、いわゆる決算書に関わる割合は0.3〜0.4に過ぎない（RSM&A調べ、2010）。
*4 「中小企業の会計に関する検討会」（座長：方代一橋、東京大学大学院教授、共同事務局：中企庁・金融庁、陪席：法務省、ASBJ、2012年2月）。
*5 例えば、中小企業庁「中小企業の会計に関する研究」（座長：江頭早稲田大学教授、以下「研究会」、経団連他「非上場会社の会計基準に関する懇談会」（座長：安藤専修大学教授、以下「懇談会」）。
*6 研究会中間報告書、2010年9月。懇談会報告書、2010年8月。
*7 「中小企業の会計に関する検討会報告書」、2011年3月。
*8 日本商工会議所他6団体「中小企業の実態に即した会計基準の策定に関する意見」、2010・6。
*9 経済産業省「中小企業政策審議会 企業力強化部会（以下「中政審企業力強化部会」）等」。
*10 「中政審企業力強化部会」中間取りまとめ、2012年3月公表。